

制 度 名	被災者生活再建支援補助事業	主管課名	防災・危機管理課 総務・危機管理 G																																								
		問合せ先	029-301-2879																																								
目的・趣旨	自然災害によりその居住する住宅（以下「住家」という。）に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、当該世帯へ支援金を支給した市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。																																										
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 次に規定する自然災害により住家に被害を受けた世帯の世帯主に対し、市町村が実施する生活再建のための支援金を支給する事業                  (1) 県内において法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害                  (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が 1 世帯以上発生した自然災害</p> <p>[補助要件等] 対象事業に同じ</p> <p>[対象経費] 市町村が被災世帯へ支給した支援金</p> <p>[補助限度額等] 次の表の各支援金額に、県負担割合を乗じた金額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">基礎</td> <td>全壊</td> <td>大規模半壊</td> <td>解体（半壊等住宅）</td> <td>半壊</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </table> <p>※各支援金とも世帯の構成員が単数の場合は 3/4 の額</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 県内において法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害（半壊世帯に対する支援に係るものを除く。）</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が 1 世帯以上発生した自然災害</td> <td>—</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)のうち、半壊世帯に対する支援に係るもの</td> <td>—</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[31 年度当初予算額] 9,000 千円</p> <p>[31 年度補助対象団体] 発災時随時対応</p> <p>[備考]</p>						基礎	全壊	大規模半壊	解体（半壊等住宅）	半壊	1,000	500	1,000	250	加算	建設・購入	補修	賃借		2,000	1,000	500		区 分	国	県	市町村	その他	(1) 県内において法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害（半壊世帯に対する支援に係るものを除く。）	—	2/3	1/3	—	(2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が 1 世帯以上発生した自然災害	—	1/2	1/2	—	(3) (1)のうち、半壊世帯に対する支援に係るもの	—	1/2	1/2	—
基礎	全壊	大規模半壊	解体（半壊等住宅）	半壊																																							
	1,000	500	1,000	250																																							
加算	建設・購入	補修	賃借																																								
	2,000	1,000	500																																								
区 分	国	県	市町村	その他																																							
(1) 県内において法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害（半壊世帯に対する支援に係るものを除く。）	—	2/3	1/3	—																																							
(2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が 1 世帯以上発生した自然災害	—	1/2	1/2	—																																							
(3) (1)のうち、半壊世帯に対する支援に係るもの	—	1/2	1/2	—																																							